

「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」
の変更について

2024年4月1日より、2024年度介護報酬改定等に伴う「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」の記載内容の一部（利用料について、訪問頻度のめやすについて、高齢者虐待防止について、衛生管理等、業務継続計画の策定について）を変更いたします。

変更内容(重要事項説明書)

5 介護予防支援等の内容、利用料について

1ヵ月あたりの 利用料	旧	新
	【月額】 4,686 円 ※令和3年4月から9月末までについては基本報酬 0.1%上乗せとなるため【月額】 4,697 円となります。	【月額】 4,729 円 ※削除

○ 7 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

追加

※テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は6ヵ月に1回となります。

○ 10 高齢者虐待防止について

旧：

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。

新：

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者： 山路 友美子
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ④ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。
- ⑥ 高齢者虐待防止のための指針を整備します。

○ 11 衛生管理等 追加

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

○ 12 業務継続計画の策定について 追加

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

○11 その他 → 13 その他

○12 介護支援等業務に関する相談、苦情について → 14 介護支援等業務に関する相談、苦情について

○13 重要事項説明の年月日 → 15 重要事項説明の年月日

前記内容について、本書面に基づき利用者に説明を行いました。これを証するために本書を2通作成し、記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

説明年月日	年	月	日
説明者	住所		
	名称		
	代表者		
	事業所名		
	説明者氏名	印	

上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住 所		
	氏 名	印	
	代筆者	(続柄) 印	
代理人	住 所		
	氏 名	印	